

桐生市 LED 照明入換支援事業補助金 手引き

桐生市では、高騰する電気料の負担軽減を図るとともに、温室効果ガスの排出削減による地球温暖化対策を推進するため、一般家庭の照明器具を蛍光灯、白熱灯等から省エネルギー性能の高い LED 照明へ入れ換えた費用の一部を補助します。

補 助 金 制 度 概 要	
申請受付	申請受付期間 令和 7 年 7 月 7 日（月）から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで 受 付 場 所 SDGs 推進課（市役所 3 階） ※窓口・郵送（消印有効）・市ホームページからの電子申請のいずれかの方法で申請してください。 ※先着順で申請を受け付けしますが、予算額に到達した時点で受付を終了します。
補助件数	200 件程度（先着順、予算の範囲内で受付）
補助対象者	以下のすべてに該当する世帯の世帯主であること。 ・市内に住民登録があり、そこに居住する方。 ・市税及び国民健康保険税を滞納していない方。 ・本補助金の交付申請の対象となる LED 照明について、他の補助金の交付を受けていないこと。 ・桐生市暴力団排除条例（平成 24 年桐生市条例第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等のいずれかに該当する者でないこと。
補助対象事業	以下のすべてに該当すること。 ・自ら居住する住宅の照明器具を蛍光灯、白熱灯等から LED 照明に入れ換えたもの。ただし、居住する住宅が店舗等との併用住宅又は集合住宅の場合は、居住部分の入れ換えに限る。 ・令和 7 年 7 月 1 日以降に桐生市内の販売店から新品の LED 照明を購入したもの ※電球のみの交換、LED 照明から LED 照明への交換、照明以外の機能が付いたものの交換は対象外です。
補助対象経費及び補助金の額	LED 照明の購入費及び設置に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）の合計の 1/2（1,000 円未満切り捨て 上限 10 万円）を補助します。（1 世帯 1 回限り）

【提出書類】

書 類 名	備 考
桐生市 LED 照明入換支援事業補助金交付申請書兼請求書	様式第 1 号 ※申請者は世帯主となります。 ※代理人による提出も可能です。様式の「申請手続の委任」の欄に委任者名など必要事項を記載してください。
領収書の写し	（世帯主氏名）、支払日、支払金額（税別）、販売店名、販売店住所、購入品目（LED 照明と明記）が記載されているもの。
（領収内訳書の写し）	補助の対象となる経費【本体購入費用及び設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）】が領収書の金額の一部である場合や、内訳の記載がない場合などは、内訳書を添付してください。
入換前後の照明器具がわかる写真	カラーで撮影し、入換前後の照明器具の形状などがわかるように撮影してください。

【申請書類等提出・問合せ先】 桐生市 市民生活部 SDGs 推進課 ゆっくりリズムのまち桐生推進担当
〒376-8501 群馬県桐生市織姫町 1 番 1 号
電 話 (0277) 32-4200 F A X (0277) 43-1001 E-mail:sdgs@city.kiryu.lg.jp

1. 補助の対象となる方

補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす世帯の世帯主です。(法人は対象外です)

- (1) 市内に住民登録があり、そこに居住していること。
- (2) 市税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- (3) 本補助金の交付申請の対象となる LED 照明について、他の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 桐生市暴力団排除条例(平成 24 年桐生市条例第 13 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員等のいずれかに該当する者でないこと。

2. 補助対象事業

補助対象事業は、次に掲げる要件を全て満たすものです。

- (1) 自ら居住する住宅の照明器具を蛍光灯、白熱灯等から LED 照明に入れ換えたもの。ただし、居住する住宅が店舗等との併用住宅又は集合住宅の場合は、居住部分の入れ換えに限る。
- (2) 令和 7 年 7 月 1 日以降に、市内の販売店から新品の LED 照明を購入したもの

※電球のみの交換、LED 照明から LED 照明への交換、照明以外の機能が付いたものの交換は対象外です。

3. 補助の対象となる経費

補助金の対象となる経費は、LED 照明の購入費及び設置に要する経費(消費税及び地方消費税を除く。)の合計です。

4. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の 1/2 (1,000 円未満切り捨て) 上限 10 万円です。

5. 交付申請書の受付期間

次のとおり、補助金の交付申請を受け付けます。

受付期間	令和 7 年 7 月 7 日 (月) ~ 令和 8 年 2 月 27 日 (金) ※予算の範囲内で、 先着順 で受け付けます。(予定件数 200 件程度)
------	---

※補助は予算の範囲内で行うため、予算がなくなり次第受付期間の途中でも受付を終了します。なお、受付終了日に申請されたものは抽選となります。

※窓口申請の場合

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。
土曜日、日曜日、祝日、年末年始は受け付けできません。

※郵送申請の場合

受付期間内に郵送をしてください。なお、当日消印有効です。

※電子申請の場合

受付期間の始まる 7 月 7 日 (月) は **午前 8 時 30 分から受付を開始** します。申請期間中は時間の指定はありません。受付期間が終わる令和 8 年 2 月 27 日は **午後 5 時 15 分まで** の受付となります。(電子申請フォームは定期的にメンテナンスが行われていますので、申請の際にはご確認の上、また、余裕をもってご申請ください。)

6. 申請に必要な書類

郵送または直接窓口へ申請する場合は、下記の【申請書】に添付書類を添えて申請してください。

電子申請の場合は、電子申請フォームに従い、必要事項を入力し、【添付書類】原本の写真（画像データ）を添付してください。（電子申請の場合は各書類の写し等の郵送は不要です。）

※各書類に掲載されている氏名や住所等が申請者本人と同じであることを確認してください。

※代理人による提出も可能ですが、その場合は交付申請書兼請求書（様式第1号）の「申請手続きの委任」の欄を記入してください。

【申請書】

書 類 名	備 考
桐生市 LED 照明入換支援事業補助金交付申請書兼請求書	様式第1号

【添付書類】

書 類 名	備 考
領収書の写し	領収書は、世帯主氏名、支払日、支払金額（税別）、販売店名、販売店住所、購入品目（LED 照明と明記）が記載されていること。
（領収内訳書の写し）	補助の対象となる経費【本体購入費用（消費税及び地方消費税を除く。）】が領収書の金額の一部である場合や、内訳の記載がない場合などは、内訳書を添付すること。
入換前後の照明器具がわかる写真	カラーで撮影し、入換前後の照明器具の形状などがわかるよう撮影すること。

7. 交付決定及び補助金額確定通知

補助金交付申請書兼請求書の内容を審査し、補助金の交付及び交付すべき補助金の額を決定したときは、桐生市 LED 照明入換支援事業補助金交付決定及び補助金額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知します（補助金を交付できない方にも不交付決定通知書を通知します）。

8. 補助金の交付

補助金交付申請書兼請求書を提出後、書類などに不備がなければ概ね1か月を目安に申請者の指定する本人の口座に振込みます。（通帳記帳などにより入金の確認を行ってください。）

9. その他

- ・申請に係る審査のため、市が住民基本台帳及び市税等の納付状況等について確認することをご承諾ください。
- ・補助金の交付にあたっては、必要に応じて現地調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・申請書の事務手続を第三者に依頼したことによるトラブル等については、一切責任を負いません。